

(2) 教育に関する大綱（案）について

- ・稲敷市教育振興基本計画（平成24年3月策定）をもって大綱に代える。
この計画は、稲敷市総合計画（計画期間：平成19年度～平成28年度まで）における部門計画であることから、計画期間を総合計画後期期間に併せ、平成24年度から平成28年度までの5年間となっています。

【大綱の概要】

1. 趣 旨 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図る。
2. 策 定 者 市長が策定
3. 対象期間 4～5年程度（国の想定）
4. 教育振興基本計画との関係
 - ・国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に「第1部」及び「第2部のうちの成果目標」の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。
 - ・既に地方公共団体として教育振興基本計画を策定している場合、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることが出来ると、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱と判断した場合には、**別途、大綱を策定する必要は無い。**

【参照条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項の規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務（教育委員会の職務権限）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法
（教育振興基本計画）

- 第一七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。